

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		建築設備 確認申請
根拠法令等及び条項		建築基準法第 8 7 条の 4 第 1 項
標準 処理 期間	根拠条項	建築基準法第 6 条第 4 項を読み替える
	設定等年月日	昭和 2 5 年 1 0 月 2 5 日施行 令和 7 年 4 月 1 日施行（現行）
	標準処理期間	7 日以内
審査 基準	根拠条項	建築基準法第 8 7 条の 4 第 1 項
	参考事項	建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法規則、関連告示、通達、例規、関係法令
	設定等年月日	昭和 3 4 年 1 2 月 2 3 日施行 令和 7 年 4 月 1 日施行（現行）
	【 基 準 】 建築基準法 （建築設備への準用） 第 8 7 条の 4 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる建築物に設ける場合においては、同項（前条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は第 1 8 条第 2 項（前条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による通知を要する場合を除き、第 6 条（第 3 項、第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 6 条の 2（第 3 項を除く。）、第 6 条の 4（第 1 項第 1 号及び第 2 号の建築物に係る部分に限る。）、第 7 条から第 7 条の 4 まで、第 7 条の 5（第 6 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号の建築物に係る部分に限る。）、第 7 条の 6、第 1 8 条（第 4 項から第 1 3 項まで及び第 2 5 項を除く。）及び第 8 9 条から第 9 0 条の 3 までの規定を準用する。この場合において、第 6 条第 4 項中「同項第 1 号又は第 3 号に係るもの」にあつてはその受理した日から 3 5 日以内に、同項第 3 号に係るものにあつてはその受理した日から 7 日以内に」とあるのは、「その受理した日から 7 日以内に」と読み替えるものとする。 （建築物の建築等に関する申請及び確認） 第 6 条 建築主は、第 1 号若しくは第 2 号に掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第 1 号又は第 2 号に規定する規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第 3 号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。））その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令	

で定めるものをいう。以下同じ。)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事(以下「建築主事等」という。)の確認(建築副主事の確認にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。以下この項において同じ。)を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をして、第1号若しくは第2号に掲げる建築物を建築しようとする場合(増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号又は第2号に規定する規模のものとなる場合を含む。)、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第3号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- (1) 別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの
- (2) 前号に掲げる建築物を除くほか、2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超える建築物
- (3) 前2号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域(いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。)若しくは景観法(平成16年法律第110号)第74条第1項の準景観地区(市町村長が指定する区域を除く。)内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物